

履修要項別冊
教職課程
ガイドブック

文学部

大学院文学研究科

実践真宗学研究科

2021 入学生用

Ryukoku University

Course Guide

2021 年度入学生用教職課程ガイドブック

【文学部】【大学院文学研究科・実践真宗学研究科】

—目 次—

教職課程の概要	2
1. 教職課程履修のための手続き	3
2. 文学部・文学研究科・実践真宗学研究科において取得できる教育職員免許状の種類	3
3. 教育職員免許状の授与を受けるための基礎資格と法律上の最低修得単位数	4
履修要項	
Ⅰ. 文学部生のカリキュラム	5
Ⅱ. 編・転入学生対象	23
Ⅲ. 大学院生のカリキュラム	24
（参考①）龍谷大学大学院文学研究科学生の学部科目履修に関する内規	29
（参考②）龍谷大学大学院実践真宗学研究科学生の学部科目履修に関する内規	31
Ⅳ. 教育実習の履修について	33
Ⅴ. 介護等体験の履修について	36
Ⅵ. 教職実践演習の履修について	38
Ⅶ. 学校現場へのボランティア活動について	38
Ⅷ. 教育職員免許状の申請について	40
Ⅸ. 「小学校教諭免許状取得支援制度」について	40
Ⅹ. 小学校教員資格認定試験制度について	40
Ⅺ. 学校図書館司書教諭課程	41
Ⅻ. 教員免許状取得までの流れ	43

『教職課程ガイドブック』は、履修要項と同様に卒業まで使用します。大切に保管し、活用してください。

新入生以外には改めて『教職課程ガイドブック』の配付はいたしません。

また、年度ごとに発生する変更、『教職課程ガイドブック』配付後に発生した変更等については、掲示・ポータルサイト等を通じてお伝えします。

教職課程の概要

龍谷大学の教職課程は、教員を目指す学生のために設置されたものであり、これまで多くの優秀な人材を教育界に送り出してきたという誇るべき実績を持っています。

教育改革が叫ばれる今日、教員の資質能力向上が特に大きな課題となっています。そのため本学では、教科等に関する確かな専門的知識を身につけ、その上に、広く豊かな教養、人間の成長・発達についての深い理解、生徒に対する教育的愛情、教育者としての使命感等を持ち、これらを基盤とした実践的指導力を養成することを目的として教職課程を編成しています。

教員は常に生徒と向き合い、実践的に対応しなければなりません。単なる批判者ではなく、何事にも自主的・主体的・集団的な取組ができる力を身につけてほしいものです。また、積極的・意欲的に教職を目指すとともに、社会的な常識も身につけるよう心がけてください。4年間の教職課程の中で教育実習は大きな意味をもちます。教育実習は学校現場で行うので、社会的な責任を負うことにもなります。みなさんが十分に研鑽を積み、実り豊かな教育実習を行い、また、教員採用試験を突破して教壇に立って欲しいと願っています。

なお、本学の教職課程は、法定最低限度以上の講義を開設しています。また、免許法関係の変更も多く、免許取得の道が複雑にもなってきていますので、このガイドブックをよく読み、理解することが大切です。

教職課程に関する質問や進路の相談等は、各学舎の教職センターまたは文学部教務課で行ってください。

1. 教職課程履修のための手続き

- (1) 2年次前期から教職課程の履修を開始する場合には、1年次に次の手続きが必要です。
- ①1年次に行われる教職課程説明会※に出席し、内容説明を受ける。
 - ②1年次の定められた期日までに「教職課程履修登録」を行う。
- なお、2年次後期以降から教職課程の履修を開始する場合も、事前に「教職課程履修登録」が必要です。その場合の詳細については、教職センターに相談してください。
- ※説明会の日程は、別途教職課程センター掲示板及びポータルサイトにてお伝えします。
- (2) 教職課程の履修には、教職課程履修料が必要です。
履修料は総額30,000円で、2年次から4年次まで毎年10,000円ずつ納入します。
※大学院生及び科目等履修生については、別途ご確認ください。
- (3) 教職課程の履修を取りやめる場合は、手続きが必要です。
途中で教職課程の履修を取りやめる場合、その年度までに納入した教職課程履修料は理由の如何にかかわらず返金されません。

2. 文学部・文学研究科・実践真宗学研究科において取得できる教育職員免許状の種類

教育職員免許法に基づき、本学が認定を受けている免許状の種類は下記のとおりです。本ガイドブックに定める所定の単位を修得することによって、下記の免許状を取得することができます。

■文学部

学科	免許教科	中学校教諭	高等学校教諭
真宗学科、仏教学科	宗教	一種免許状	一種免許状
哲学科	社会	一種免許状	
	地理歴史		一種免許状
	公民		一種免許状
臨床心理学科	公民		一種免許状
歴史学科	社会	一種免許状	
	地理歴史		一種免許状
日本語日文学科	国語	一種免許状	一種免許状
英語英米文学科	外国語（英語）	一種免許状	一種免許状

注) 上の表に示すとおり、所属する学科によって取得できる免許教科が限定されます。

ただし、各自の時間割の組める範囲において、所属学科以外で認定を受けている免許教科の免許状を取得することも可能です。しかし、所属学科で取得できる免許教科以外の教科については、必ずしも時間割を確保していません。その結果、4年間の在学中に取得できる保証はありません。その上で免許状取得を目指してください。

■文学研究科・実践真宗学研究科

専攻	免許教科	中学校教諭	高等学校教諭
真宗学専攻、仏教学専攻、実践真宗学専攻	宗教	専修免許状	専修免許状
哲学専攻	社会	専修免許状	
	公民		専修免許状
教育学専攻	社会	専修免許状	
	地理歴史		専修免許状
	公民		専修免許状
臨床心理学専攻	公民		専修免許状
日本史学専攻、東洋史学専攻	社会	専修免許状	
	地理歴史		専修免許状
日本語日文学専攻	国語	専修免許状	専修免許状
英語英米文学専攻	外国語（英語）	専修免許状	専修免許状

注) 上の表に示すとおり、所属する専攻によって取得できる免許教科が限定されます。

3. 教育職員免許状の授与を受けるための基礎資格と法律上の最低修得単位数

『教育職員免許法』に定める法律上の最低修得単位数は、下記のとおりです。そのほかに、『教育職員免許法』第5条および『教育職員免許法施行規則』第66条の6に定める「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「情報機器の操作」2単位が必要です。

また、中学校の普通免許状の授与を受けようとする者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に定める「介護等体験」が必要です。「介護等体験」(2単位)がこれにあたります。

なお、本学の教職課程で免許を取得する為に必要な単位数等については、本学が定める履修基準により、下記の表に記載している科目の区分や単位数とは異なりますので、留意してください。

本学で教員免許状を取得するのに必要な科目等については6ページ以降を参照してください。

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
中学校 教諭	専修	修士の学位を有すること (※大学院に1年以上在学し30単位以上修得した場合を含む)	83
	一種	学士の学位を有すること	59
高等学校 教諭	専修	修士の学位を有すること (※大学院に1年以上在学し30単位以上修得した場合を含む)	83
	一種	学士の学位を有すること	59

※但し、「1年以上在学30単位以上修得」を基礎資格として免許状を取得し、その後修士の学位を取得した場合であっても免許状の基礎資格欄を「修士学位取得」に変更することはできません。したがって、やむを得ない事情がある場合を除き、修士学位取得予定者は「修士学位取得」を基礎資格として申請することが望ましいといえます。

教職課程に関する質問について

教職課程に関するよくある質問について、教職センターのホームページにまとめていますので参考にしてください。この内容については、随時更新していきます。

教職センター「よくあるご質問 <在学生向け>」

【URL】 <https://www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/faq.html>

【QRコード】



I . 文学部生のカリキュラム

注 1) 本学文学部出身の大学院生、本学文学部出身の科目等履修生で一種免許状を取得する場合は、教育職員免許法の改正にともない、2019 年度以降入学生に適用されるカリキュラムでの履修（新法適用）となります。なお、在学中に教職課程に関わる科目を修得している場合には、科目を新たなカリキュラムに読み替え可能な場合もありますので、必ず大宮学舎の文学部教務課で履修指導を受けてください。

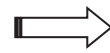
注 2) 本学他学部出身・他大学出身の大学院生、本学他学部出身の科目等履修生についても、2019 年度以降入学生に適用されるに適用されるカリキュラムでの履修（新法適用）になりますので、必ず大宮学舎の文学部教務課に申し出て、履修指導を受けてください。

1. 本学で教員免許状を取得するには（中・高一種免許状）

本学で教員免許状を取得するには、4 ページに記載してある「基礎資格」を卒業時に充たすことと、下記の図に示した科目群の単位を修得することが必要です。専修免許状の取得方法については 24 ページ参照。

科目および科目群

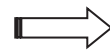
本学指定の必修科目



「人権論」2 単位必修
詳細は 8 ページに記載。

+

「教育職員免許法施行規則」 第 66 条の 6 に定める科目

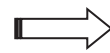


「日本国憲法」2 単位
「体育」2 単位（※3 単位）
「外国語コミュニケーション」2 単位
「情報機器の操作」2 単位

上記各区分 2 単位以上修得し、
合計 8 単位以上必修
詳細は 9・10 ページに記載。

+

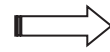
教職に関する科目



詳細は 11 ページに記載。

+

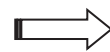
教科に関する科目



必修単位を含む最低修得単位数
は教科ごとに異なります。
詳細 13 ページに記載。

+

【中学校教諭免許状取得希望者のみ】 介護等体験に関する科目



「介護等体験」2 単位必修
詳細は 35 ページ以降に記載。

2. 教育実習先修要件について

教育実習前年度(3 年次終了時)に次に掲げる先修科目の単位を修得していないと教育実習に行くことはできません。

1～6 の欄に定める科目（複数科目のある欄の場合備考欄の指示を参照）を全て修得してください。

【2021年度入学生】

欄	科目名	単位	備考
1	人権論 A	2	いずれか1科目
	人権論 B	2	
2	教育原論 A	2	いずれか1科目
	教育原論 B	2	
	教育学概論	4	
3	学習・発達論 A	2	いずれか1科目
	学習・発達論 B	2	
	教育心理学	2	
4	教育課程論	2	
5	宗教科教育法 I 及び宗教科教育法 II	4	左記の組み合わせの中から4単位 (社会・地歴・公民の免許状取得に必要な単位数とは異なります。免許状取得に必要な単位数については、12 ページの※4を確認してください。)
	社会科・地理歴史科教育法 I 及び社会科・地理歴史科教育法 II	4	
	社会科・公民科教育法 I 及び社会科・公民科教育法 II	4	
	国語科教育法 I 及び国語科教育法 II	4	
	英語科教育法 I 及び英語科教育法 II	4	
6	生徒・進路指導論	2	

《第5欄：教科教育法の履修に関して》

- (1) 国語科・外国語（英語）科・宗教科においては、卒業までに教科教育法 A・B・I・II の4科目を修得する必要がありますが、教育実習の前年度末の時点において教科教育法 A や B の単位が修得できていなくても、教育実習は履修可能です。
- (2) 中学校社会科の場合は、教育実習の前年度末の時点において「社会科・地理歴史科教育法 I・II」または「社会科・公民科教育法 I・II」のどちらかで4単位修得できていれば、教育実習は履修可能です。

3. 教職課程の履修にあたっての注意事項

(1) 履修登録制限単位について

時間割表に科目名とともに記載されている時間割番号の真ん中のアルファベットが「Z」で始まる科目については、履修登録制限に含まれません。そのため、登録制限単位を超えて履修登録しなければなりませんので、よく考えて履修計画を立てる必要があります。

具体的には下記の科目が履修登録制限に含まれません。

① 教職に関する科目

ただし、教職に関する科目を兼ねている教養教育科目・文学部専攻科目は、制限登録単位に含まれます。

② 介護等体験に関する科目の「介護等体験」

③ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の「教職コンピュータ基礎」

(2) 事前登録・予備登録が必要な科目について

教員免許取得のために必要な科目は大部分の教職に関する科目を除き、ほとんどが教養教育科目、文学部の専攻科目です。これらの中には事前登録・予備登録をしないと受講できない科目がありますので、履修要項で確認しておくようにしてください。

(3) 2教科以上の免許状を取得しようとする場合の注意点について

- ①「教科に関する科目」は、取得しようとする教科ごとに履修しなければなりません。
- ②「教科に関する科目」以外は、取得しようとする教科にかかわらず共通ですが、「教職に関する科目」の教科教育法は、取得しようとする教科ごとに履修しなければなりません。

(4) 教員免許取得上の「必修」「選択」について

次のページ以降に出てくる履修要件の「必修」「選択」は教員免許取得上のものです。卒業要件の「必修」「選択」科目とは異なりますので注意してください。

(5) 次のページ以降に出てくる『分野』という記載について

「教養」→教養教育科目
「専攻」→専攻科目
「随意」→随意科目

(6) 教職課程に関わる諸連絡について

【深草学舎】

原則として文学部掲示板では行いません。教職課程履修者は教職センター掲示板を常に見るように心がけてください。

【大宮学舎】

文学部掲示板及び教職センター掲示板にて行います。両方の掲示板を常に見るように心がけてください。

各種説明会等へは、必ず参加してください。無断欠席等の場合、履修できなくなることがあります。

なお、ポータルサイトを通じて諸手続きの連絡を行う場合もありますので、ポータルサイトも常に見るように心がけてください。

4. 本学指定の必修科目（人権論）

○ **2 単位必修。「教育実習」先修科目です。**

本登録のみで登録可能。予備登録画面にはできません。

授業科目名	単位数	配当年次	分野
人権論 A	2	1年次以上	教養
人権論 B	2	1年次以上	教養

【注意事項 1】

4クラス（ア組からエ組）開講されていますが、学科ごとにクラスが指定されています。クラスを間違えて受講しないようにしてください。

ア組 真宗学科・仏教学科
イ組 哲学科・臨床心理学科
ウ組 歴史学科
エ組 日本語日本文学科・英語英米文学科

履修登録（本登録）画面では履修できるクラスのみ表示されます。

2. 「教育職員免許法施行規則」第66条の6に定める科目の履修方法

(1) 臨床心理学科・歴史学科文化遺産学専攻を除く学科・専攻

本年度の開講科目については、「授業時間割表」を参照してください

免許法施行規則 に定める科目	本学開講の関連科目及び単位数				
	科目名	単位数	履修要件	配当年次	分野
日本国憲法	日本国憲法	2	必修	1年次以上	教養
体育	スポーツと人権・平和	2	1科目必修	2年次以上	教養
	健康とスポーツ	2		2年次以上	教養
	現代社会とスポーツ	2		1年次以上	教養
	スポーツ技術学演習	2		1年次以上	教養
	人間とスポーツ	2		1年次以上	教養
外国語コミュニ ケーション	英語総合1(A)	1	2単位必修	1年次のみ	教養
	英語総合1(B)	1		1年次のみ	教養
	英語総合2(A)	1		1年次のみ	教養
	英語総合2(B)	1		1年次のみ	教養
	英語総合3(A)	1		2年次のみ	教養
	英語総合3(B)	1		2年次のみ	教養
	ドイツ語I	2		1年次以上	教養
	フランス語I	2		1年次以上	教養
	中国語I	2		1年次以上	教養
	スペイン語I	2		1年次以上	教養
情報機器の操作	情報科学実習 ※	4	1科目必修	1年次以上	教養
	教育情報処理演習	2		1年次以上	専攻
	教職コンピュータ基礎	2		1年次以上	随意

※ 「情報科学実習」の受講にあたってはコンピュータに関する一定の知識を習得していることが前提となります。シラバス（講義概要）を熟読の上、受講してください。

予備登録・事前登録に関する諸注意については、履修要項・掲示（ポータルサイトでの案内を含む）を参照してください。

(2) 臨床心理学科・歴史学科文化遺産学専攻

本年度の開講科目については、「授業時間割表」を参照してください

免許法施行規則に定める科目	本学開講の関連科目及び単位数				
	科目名	単位数	履修要件	配当年次	分野
日本国憲法	日本国憲法	2	必修	1年次以上	教養
体育	体育実技	1	必修	2年次以上	随意
	スポーツと人権・平和	2	1科目必修	2年次以上	教養
	健康とスポーツ	2		2年次以上	教養
	現代社会とスポーツ	2		1年次以上	教養
	人間とスポーツ	2		1年次以上	教養
英語総合1(A)	1	2単位必修		1年次のみ	教養
英語総合1(B)	1		1年次のみ	教養	
英語総合2(A)	1		1年次のみ	教養	
英語総合2(B)	1		1年次のみ	教養	
英語総合3(A)	1		2年次のみ	教養	
英語総合3(B)	1		2年次のみ	教養	
ドイツ語I	2		1年次以上	教養	
フランス語I	2		1年次以上	教養	
中国語I	2		1年次以上	教養	
スペイン語I	2		1年次以上	教養	
韓国語I	2		1年次以上	教養	
情報機器の操作	教職コンピュータ基礎	2	1科目必修	1年次以上	随意
	教育情報処理演習	2		1年次以上	専攻

予備登録・事前登録に関する諸注意については、履修要項・掲示（ポータルサイトでの案内を含む）を参照してください。

2. 教職に関する科目の履修方法

開講セメスターは年度によって変更する場合があります。毎年度の時間割表で確認してください。

免許法施行規則に定める科目区分等		中学校教諭、高等学校教諭一種免許状					開講	備考
科目	各科目に含める必要事項	本学開講科目	単位数	履修要件	分野	配当年次		
教科および教科の指導法に関する科目	・各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む)	宗教科教育法 A	2	※4 参照	随意	2～	大宮	
		宗教科教育法 B	2		随意	2～	大宮	
		宗教科教育法 I	2		随意	3～	大宮	
		宗教科教育法 II	2		随意	3～	大宮	
		国語科教育法 A	2		随意	2～	深草	
		国語科教育法 B	2		随意	2～	深草	
		国語科教育法 I	2		随意	3～	大宮	
		国語科教育法 II	2		随意	3～	大宮	
		英語科教育法 A	2		随意	2～	深草	
		英語科教育法 B	2		随意	2～	深草	
		英語科教育法 I	2		随意	3～	大宮	
		英語科教育法 II	2		随意	3～	大宮	
		社会科・地理歴史科教育法 I	2		随意	3～	大宮	
		社会科・地理歴史科教育法 II	2		随意	3～	大宮	
社会科・公民科教育法 I	2	随意	3～	大宮				
社会科・公民科教育法 II	2	随意	3～	大宮				
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論 A	2	1 科目 必修	教養	2～	深草	A・B 両科目を履修することが望ましい
		教育原論 B	2		教養	2～	深草	
		教育学概論	4		専攻	2～	両学舎	
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営のへの対応を含む)	教職論	2	必修	随意	2～	深草	
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む)	学校教育社会学	2	必修	随意	2～	深草
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	学習・発達論 A	2	1 科目 必修	教養	2～	深草	A・B 両科目を履修することが望ましい
		学習・発達論 B	2		教養	2～	深草	
		教育心理学	2		専攻	2～	深草	
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	1 科目 必修	専攻	2～	深草	
		特別支援教育概論	2		随意	2～	深草	
・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2	必修	随意	2～	深草		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び	・道徳の理論及び指導法 《中学免許取得希望者のみ必修》	道徳教育指導法	2	左記 参照	随意	3～	大宮	※1
	・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法	総合的な学習の時間・特別活動論	2	必修	随意	3～	大宮	
	・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術	2	必修	随意	3～	大宮	

生徒指導、教育相談等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	2	必修	随意	2～	深草	
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	必修	随意	3～	大宮	
教育実践に関する科目	・教育実習	教育実習指導Ⅰ（事前指導）	1	必修	随意	3・4	大宮	
		教育実習指導ⅡA（実習・事後指導）	4	1科目 必修	随意	4	大宮	中学校免許取得希望者必修 ※2
		教育実習指導ⅡB（実習・事後指導）	2		随意	4	大宮	高等学校免許取得希望者必修 ※2
	・教職実践演習	教職実践演習（中・高）	2	必修	随意	4	大宮	※3

※1 高校免許取得希望者が、中学免許取得に必要な「道徳教育指導法（2単位）」を修得した場合は、法律で定める「大学が独自に設定する科目」に充てられます。ただし、本学で高等学校一種免許状取得に必要として開講している「教科に関する科目」および「教職に関する科目」には充当できません。

※2 中高両免許取得者は「教育実習指導ⅡA」（4単位）を登録すること。詳細については33～35ページの「Ⅳ. 教育実習の履修について」を参照してください。

※3 「教職実践演習」の履修については、38ページの「Ⅵ. 教職実践演習の履修について」を参照してください。

※4 各教科の必修科目一覧

免許状取得に関する教科教育法の修得科目の組み合わせは、以下のとおりです。

取得免許教科	必修科目			
中一種免「宗教」 高一種免「宗教」 (8単位必修)	宗教科教育法 A	宗教科教育法 B	宗教科教育法 I	宗教科教育法 II
中一種免「国語」 高一種免「国語」 (8単位必修)	国語科教育法 A	国語科教育法 B	国語科教育法 I	国語科教育法 II
中一種免「英語」 高一種免「英語」 (8単位必修)	英語科教育法 A	英語科教育法 B	英語科教育法 I	英語科教育法 II
中一種免「社会」 (8単位必修)	社会科・地理歴史科教育法 I	社会科・地理歴史科教育法 II	社会科・公民科教育法 I	社会科・公民科教育法 II
高一種免「地理歴史」 (4単位必修)	社会科・地理歴史科教育法 I	社会科・地理歴史科教育法 II	—	—
高一種免「公民」 (4単位必修)	社会科・公民科教育法 I	社会科・公民科教育法 II	—	—

(上表の各科目は2単位)

- ・「〇〇科教育法Ⅰ」は「〇〇科教育法Ⅱ」よりも前に履修しなければなりません（先修科目）。
- ・「〇〇科教育法 A」及び「〇〇科教育法 B」については、履修の順序を問わず、「〇〇科教育法Ⅰ」や「〇〇科教育法Ⅱ」の先修科目としません。

3. 教科に関する科目の履修方法

中学校教諭一種免許状 社会 (必修科目を含む最低修得単位数：34 単位)

本年度の開講科目については、「web シラバス・時間割」を参照してください

■必修科目

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	必修単位	履修要件	開講学舎	
日本史・外国史	日本史概説ⅠA	2	2年次以上	8	(※1) 4科目8単位 必修もしくは 2科目4単位必修	大宮	
	日本史概説ⅠB	2	2年次以上			大宮	
	日本史概説ⅡA	2	2年次以上			大宮	
	日本史概説ⅡB	2	2年次以上			大宮	
	日本史 A ※2	2	2年次以上	4		大宮	
	日本史 B ※2	2	2年次以上			大宮	
	東洋史概説Ⅰ	4	2年次以上	8		(※1)東洋史概説 Ⅰ・Ⅱの2科目8 単位必修もしくは 東洋史A及びBの 4単位必修	大宮
	東洋史概説Ⅱ	4	2年次以上				大宮
	東洋史 A ※3	2	2年次以上	4			大宮
	東洋史 B ※3	2	2年次以上				大宮
西洋史	4	2年次以上	4	必修	大宮		
地理学(地誌を含む。)	人文地理学	4	2年次以上	12	必修		大宮
	自然地理学	4	3年次以上				両学舎
	地理学(地誌)	4	3年次以上				大宮
法学、政治学	法学概論(国際法を含む)	4	3年次以上	4	2科目中1科目必修		大宮
	政治学原理(国際政治を含む)	4	3年次以上				大宮
社会学、経済学	社会学概説	4	2年次以上	4	2科目中1科目必修	大宮	
	経済原論(国際経済を含む)	4	3年次以上			大宮	
哲学、倫理学、宗教学	哲学概論	2	2年次以上	※4	ア 左記のア～ウ イ の組み合わせ ウ から2ないし 4単位必修 ※4	大宮	
	倫理学概論	2	2年次以上			大宮	
	宗教学概説A	2	2年次以上			大宮	
	宗教学概説B	2	2年次以上			大宮	

☆「4科目8単位必修」「2科目8単位必修」「4単位必修」「2科目中1科目必修」「左記のア～ウの組み合わせから2ないし4単位必修」とされている履修要件において、規定以上の単位を修得すると**選択科目の単位**として扱われます。

※1 日本史および外国史の履修パターンについては、以下の組み合わせに限りませす。

学科専攻	科目群	履修パターン
日本史学専攻	日本史	日本史概説ⅠA・日本史概説ⅠB・日本史概説ⅡA・日本史概説ⅡB (8単位)
	外国史	①東洋史概説Ⅰ・東洋史概説Ⅱ(8単位)＋西洋史(4単位) ②東洋史A(2単位)＋東洋史B(2単位)＋西洋史(4単位) ①・②のパターンのいずれか
東洋史学専攻	日本史	①日本史概説ⅠA・日本史概説ⅠB・日本史概説ⅡA・日本史概説ⅡB (8単位) ②日本史A(2単位)・日本史B(2単位) (合計4単位) ①・②のパターンのいずれか
	外国史	東洋史概説Ⅰ・東洋史概説Ⅱ(8単位)＋西洋史(4単位)
上記以外の学科専攻	日本史	①日本史概説ⅠA・日本史概説ⅠB・日本史概説ⅡA・日本史概説ⅡB (8単位) ②日本史A(2単位)・日本史B(2単位) (合計4単位) ①・②のパターンのいずれか
	外国史	①東洋史概説Ⅰ・東洋史概説Ⅱ(8単位)＋西洋史(4単位) ②東洋史A(2単位)＋東洋史B(2単位)＋西洋史(4単位) ①・②のパターンのいずれか

※2 「日本史 A」「日本史 B」は、日本史学専攻の学生は受講不可

※3 「東洋史 A」「東洋史 B」は、東洋史学専攻の学生は受講不可

※4 例えば、「哲学概論」「倫理学概論」を履修する場合、2単位で履修要件に定める選択必修の条件を満たしますが、「宗教学概説 A」「宗教学概説 B」の場合は、4単位で選択必修の選択必修の条件を満たすこととなります。

■選択科目（免許状取得にあたって履修することが望ましい。）

【どの科目群からでも選択可】

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
日本史・外国史	史学概論 A	2	3年次以上	大宮
	史学概論 B	2	3年次以上	大宮
	史学概論 C	2	3年次以上	大宮
	史学概論 D	2	3年次以上	大宮
	史学概論 E	2	3年次以上	大宮
	仏教史概説 A1	2	2年次以上	大宮
	仏教史概説 A2	2	2年次以上	大宮
	仏教史概説 B1	2	2年次以上	大宮
	仏教史概説 B2	2	2年次以上	大宮
	インド仏教史 A	2	2年次以上	大宮
	インド仏教史 B	2	2年次以上	大宮
	西域仏教史 A	2	2年次以上	大宮
	西域仏教史 B	2	2年次以上	大宮
	中国仏教史 A	2	2年次以上	大宮
	中国仏教史 B	2	2年次以上	大宮
	日本仏教史 A1	2	2年次以上	大宮
	日本仏教史 A2	2	2年次以上	大宮
	日本仏教史 B1	2	2年次以上	大宮
	日本仏教史 B2	2	2年次以上	大宮
	日本宗教史 A ※5	2	2年次以上	大宮
	日本宗教史 B ※5	2	2年次以上	大宮
	考古学実習	2	2年次以上	大宮
	文化財実習	2	3年次以上	大宮
	日本史学特殊講義 ※6	2	3年次以上	大宮
	東洋史学特殊講義 ※6	2・4	3年次以上	大宮
	仏教史学特殊講義 ※6	2	3年次以上	大宮
	考古学特殊講義 A	2	3年次以上	大宮
	考古学特殊講義 B	2	3年次以上	大宮
	文化財学特殊講義 A	2	3年次以上	大宮
	文化財学特殊講義 B	2	3年次以上	大宮
	日本考古学講読 A	2	3年次以上	大宮
	日本考古学講読 B	2	3年次以上	大宮
	古代哲学史	2	2年次以上	大宮
	中世哲学史	2	2年次以上	大宮
	近世哲学史 A	2	2年次以上	大宮
	近世哲学史 B	2	2年次以上	大宮
	現代哲学史	2	3年次以上	大宮
	日本教育史	4	2年次以上	大宮
	西洋教育史	4	2年次以上	大宮
	心理学史	2	1年次以上	深草
地理学(地誌を含む。)	歴史地理学	4	2年次以上	大宮
法学、政治学	比較教育学	4	3年次以上	大宮

社会学、経済学	社会事業概説	4	2年次以上	大宮
	文化人類学概論	4	2年次以上	大宮
	現代社会論	4	1年次以上	深草
	社会事業史	4	3年次以上	大宮
	生涯学習概論	4	2年次以上	大宮
哲学、倫理学、宗教学	哲学特殊講義 ※6	2	3年次以上	大宮
	科学哲学	2	2年次以上	深草

※5 日本宗教史 A・日本宗教史 Bについては、歴史学科日本史学専攻の学生以外は履修できません。

※6 修得した単位数分が教科に関する科目となります。例えば、「日本史学特殊講義」であれば「日本史学特殊講義 (A) A (2単位)」「日本史学特殊講義 (A) B (2単位)」「日本史学特殊講義 (B) A (2単位)」の3科目の単位を修得した場合は、6単位とも選択科目の単位として算入できます。「東洋史学特殊講義」の単位数欄「2・4」とあるのは、2単位科目と4単位科目（通年科目）があることを示しています。

高等学校教諭一種免許状 地理歴史（必修科目を含む最低修得単位数：30単位）

本年度の開講科目については、「web シラバス・時間割」を参照してください

■必修科目

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	必修単位	履修要件	開講学舎
日本史	日本史概説 I A	2	2年次以上	4・8	(※1) 4科目 8単位必修もしくは2科目 4単位必修	大宮
	日本史概説 I B	2	2年次以上			大宮
	日本史概説 II A	2	2年次以上			大宮
	日本史概説 II B	2	2年次以上			大宮
	日本史 A ※2	2	2年次以上			大宮
	日本史 B ※2	2	2年次以上			大宮
外国史	東洋史概説 I	4	2年次以上	8	(※1) 東洋史概説 I・IIの2科目 8単位必修もしくは東洋史 A及びBの4単位必修	大宮
	東洋史概説 II	4	2年次以上			大宮
	東洋史 A ※3	2	2年次以上	4		大宮
	東洋史 B ※3	2	2年次以上			大宮
	西洋史	4	2年次以上	4		必修
人文地理学・自然地理学	人文地理学	4	2年次以上	8	必修	大宮
	自然地理学	4	3年次以上			両学舎
地誌	地理学（地誌）	4	3年次以上	4	必修	大宮

☆「4科目中8単位必修」「2科目4単位以上必修」「4単位必修」とされている履修要件において、規定以上の単位を修得すると選択科目の単位として扱われます。

※1 日本史および外国史の履修パターンについては、以下の組み合わせに限りませす。

学科専攻	科目群	履修パターン
日本史学専攻	日本史	日本史概説 I A・日本史概説 I B・日本史概説 II A・日本史概説 II B (8単位)
	外国史	①東洋史概説 I・東洋史概説 II (8単位) + 西洋史 (4単位) ②東洋史 A (2単位) + 東洋史 B (2単位) + 西洋史 (4単位) ①・②のパターンのいずれか
東洋史学専攻	日本史	①日本史概説 I A・日本史概説 I B・日本史概説 II A・日本史概説 II B (8単位) ②日本史 A (2単位)・日本史 B (2単位) (合計4単位) ①・②のパターンのいずれか
	外国史	東洋史概説 I・東洋史概説 II (8単位) + 西洋史 (4単位)
上記以外の学科専攻	日本史	①日本史概説 I A・日本史概説 I B・日本史概説 II A・日本史概説 II B (8単位) ②日本史 A (2単位)・日本史 B (2単位) (合計4単位) ①・②のパターンのいずれか

	外国史	①東洋史概説Ⅰ・東洋史概説Ⅱ（8単位）＋西洋史（4単位） ②東洋史A（2単位）＋東洋史B（2単位）＋西洋史（4単位） ①・②のパターンのいずれか
--	-----	--

※2 「日本史A」「日本史B」は、日本史学専攻の学生は受講不可

※3 「東洋史A」「東洋史B」は、東洋史学専攻の学生は受講不可

■選択科目

【どの科目群からでも選択可】

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
日本史	史学概論A	2	3年次以上	大宮
	史学概論C	2	3年次以上	大宮
	史学概論D	2	3年次以上	大宮
	仏教史概説B1	2	2年次以上	大宮
	仏教史概説B2	2	2年次以上	大宮
	日本仏教史A1	2	2年次以上	大宮
	日本仏教史A2	2	2年次以上	大宮
	日本仏教史B1	2	2年次以上	大宮
	日本仏教史B2	2	2年次以上	大宮
	日本宗教史A ※4	2	2年次以上	大宮
	日本宗教史B ※4	2	2年次以上	大宮
	真宗史A	2	2年次以上	大宮
	真宗史B	2	2年次以上	大宮
	日本文化史Ⅰ	2	2年次以上	深草
	日本文化史Ⅱ	2	2年次以上	深草
	日本史学特殊講義 ※5	2	3年次以上	大宮
	仏教史学特殊講義 ※6	2	3年次以上	大宮
	考古学特殊講義A	2	3年次以上	大宮
	考古学特殊講義B	2	3年次以上	大宮
	考古学実習	2	2年次以上	大宮
	文化財実習	2	3年次以上	大宮
	文化財学特殊講義A	2	3年次以上	大宮
	文化財学特殊講義B	2	3年次以上	大宮
	日本考古学講読A	2	3年次以上	大宮
	日本考古学講読B	2	3年次以上	大宮
	日本教育史	4	2年次以上	大宮
	外国史	史学概論B	2	3年次以上
史学概論E		2	3年次以上	大宮
インド仏教史A		2	2年次以上	大宮
インド仏教史B		2	2年次以上	大宮
西域仏教史A		2	2年次以上	大宮
西域仏教史B		2	2年次以上	大宮
中国仏教史A		2	2年次以上	大宮
中国仏教史B		2	2年次以上	大宮
仏教史概説A1		2	2年次以上	大宮
仏教史概説A2		2	2年次以上	大宮
中国文化史Ⅰ		2	2年次以上	深草
中国文化史Ⅱ		2	2年次以上	深草
東洋史学特殊講義 ※5		2・4	3年次以上	大宮
仏教史学特殊講義 ※7		2	3年次以上	大宮
古代哲学史		2	2年次以上	大宮
中世哲学史		2	2年次以上	大宮

	近世哲学史 A	2	2年次以上	大宮
	近世哲学史 B	2	2年次以上	大宮
	現代哲学史	2	3年次以上	大宮
	心理学史	1	1年次以上	深草
	西洋教育史	4	2年次以上	大宮
人文地理学及び自然地理学	歴史地理学	4	2年次以上	大宮

※4 日本宗教史 A・日本宗教史 Bについては、歴史学科日本史学専攻の学生以外は履修できません。

※5 修得した単位数分が教科に関する科目となります。15 ページの※6 の説明を参照してください。

※6 修得した単位数分が教科に関する科目となります (A1、A2、B1、B2、C1、C2、D1、D2、H1、H2)。
15 ページの※6 の説明を参照してください。

※7 修得した単位数分が教科に関する科目となります (E1、E2、F1、F2、G1、G2、I1、I2)。15 ページの※6 の説明を参照してください。

高等学校教諭一種免許状 公民 (必修科目を含む最低修得単位数 : 30 単位)

本年度の開講科目については、「web シラバス・時間割」を参照してください

■必修科目

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	必修単位	履修要件	開講学舎
法学 (国際法を含む)、政治学 (国際政治を含む。)	法学概論 (国際法を含む)	4	3年次以上	4	2科目中 1科目必修	大宮
	政治学原理 (国際政治を含む)	4	3年次以上			大宮
社会学、経済学 (国際経済を含む。)	社会学概説	4	2年次以上	4	2科目中 1科目必修	大宮
	経済原論 (国際経済を含む)	4	3年次以上			大宮
哲学、倫理学、宗教学、心理学	哲学概論	2	2年次以上	2 または 4 ※1	ア イ ウ エ オ 左記のア～オの組み合わせから 2 単位ないし 4 単位必修 ※1	大宮
	倫理学概論	2	2年次以上			大宮
	宗教学概説 A	2	2年次以上			大宮
	宗教学概説 B	2	2年次以上			大宮
	心理学概論 (臨床心理学科以外の学生が履修可能)	2	1年次以上			深草
	心理学概論 A (臨床心理学科のみ履修可能)	2	1年次以上			深草
	心理学概論 B (臨床心理学科のみ履修可能)	2	1年次以上			深草

☆「2 科目中 1 科目必修」とされている履修要件において、規定以上の単位を修得すると **選択科目の単位** として扱われます。

※1 例えば、「哲学概論」「倫理学概論」「心理学概論」を履修する場合、2 単位で履修要件に定める選択必修の条件を満たしますが、「宗教学概説 A」「宗教学概説 B」や「心理学概論 A」「心理学概論 B」の場合は、同じ名称で 4 単位揃えた場合に必修単位の 4 単位の条件を満たすこととなります。したがって「哲学概論」及び「宗教学概説 A」という組み合わせでは履修要件に定める 4 単位必修の条件を満たさないということになります。つまり、「○○概論 (概説)」の「○○」の部分異なる組み合わせでは履修要件に定める選択必修の条件を満たさないということです。

■選択科目

【どの科目群からでも選択可】

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）	比較教育学	4	3年次以上	大宮
社会学、経済学（国際経済 を含む。）	社会事業概説	4	2年次以上	大宮
	社会教育概論	4	2年次以上	深草
	教育社会学	4	2年次以上	両学舎
	文化人類学概論	4	2年次以上	大宮
	現代社会論	4	1年次以上	深草
	生涯学習概論	4	2年次以上	大宮
哲学、倫理学、宗教学、心 理学	哲学特殊講義 ※2	2	3年次以上	大宮
	美学概説	2	3年次以上	大宮
	キリスト教神学	2	3年次以上	大宮
	科学哲学	2	2年次以上	深草
	臨床心理学概論 A	2	1年次以上	深草
	臨床心理学概論 B	2	1年次以上	深草
	社会・集団・家族心理学 B	2	3年次以上	大宮
	感情・人格心理学	2	3年次以上	大宮
	臨床心理学講読 A1	2	2年次以上	深草
	臨床心理学講読 A2	2	2年次以上	深草
	臨床心理学特殊講義 B	2	3年次以上	大宮
	臨床心理学特殊講義 E	2	3年次以上	大宮
	臨床心理学基礎演習Ⅱ ※3	4	2年次	深草

※2 修得した単位数分が教科に関する科目となります。例えば、「哲学特殊講義（A）A（2単位）」「哲学特殊講義（A）B（2単位）」「哲学特殊講義（B）A（2単位）」の3科目の単位を修得した場合は、6単位とも選択科目の単位として算入できます。

※3 臨床心理学基礎演習Ⅱについては、臨床心理学科の学生以外は履修できません。

中学校教諭一種免許状 宗教（必修科目を含む最低修得単位数：22単位）

高等学校教諭一種免許状 宗教（必修科目を含む最低修得単位数：26単位）

本年度の開講科目については、「web シラバス・時間割」を参照してください

■必修科目

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	必修単位	履修要件	開講学舎
宗教学	宗教学概説 A	2	2年次以上	4	必修	大宮
	宗教学概説 B	2	2年次以上			大宮
宗教史	宗教史 A	2	2年次以上	4	必修	大宮
	宗教史 B	2	2年次以上			大宮
教理学、 哲学	哲学概論	2	2年次以上	2	必修	大宮

■選択科目【どの科目群からでも選択可】

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
宗教学	比較思想論	2	2年次以上	大宮
	伝道学特殊講義 ※1	2	3年次以上	大宮
	現代アジアの仏教と社会 A	2	3年次以上	大宮
	現代アジアの仏教と社会 B	2	3年次以上	大宮
	真宗学概論 A1	2	3年次以上	大宮
	真宗学概論 A2	2	3年次以上	大宮
	真宗学概論 B1	2	1年次以上	深草
	真宗学概論 B2	2	1年次以上	深草
	仏教学概論 A1	2	2年次以上	大宮
	仏教学概論 A2	2	2年次以上	大宮
	仏教学概論 B1	2	2年次以上	深草
	仏教学概論 B2	2	2年次以上	深草
宗教史	真宗教学史 A	2	3年次以上	大宮
	真宗教学史 B	2	3年次以上	大宮
	浄土教理史 A	2	3年次以上	大宮
	浄土教理史 B	2	3年次以上	大宮
	インド仏教教学史 A	2	2年次以上	深草
	インド仏教教学史 B	2	2年次以上	深草
	中国仏教教学史 A	2	3年次以上	大宮
	中国仏教教学史 B	2	3年次以上	大宮
	日本仏教教学史 A	2	2年次以上	深草
	日本仏教教学史 B	2	2年次以上	深草
	インドの仏教と文化 A	2	3年次以上	大宮
	インドの仏教と文化 B	2	3年次以上	大宮
	教学史特殊講義 ※1	2	3年次以上	大宮
	教理史特殊講義 ※1	2	3年次以上	大宮
教理学、 哲学	インド哲学概論 A	2	3年次以上	大宮
	インド哲学概論 B	2	3年次以上	大宮
	真宗聖典学 A	2	2年次以上	大宮
	真宗聖典学 B	2	2年次以上	大宮
	仏教聖典学概論 A	2	2年次以上	大宮
	仏教聖典学概論 B	2	2年次以上	大宮
	浄土教概論	2	2年次以上	大宮
	教義学特殊講義 ※1	2	3年次以上	大宮
キリスト教神学	2	3年次以上	大宮	

※1 修得した単位数分が教科に関する科目となります。例えば、「伝道学特殊講義 A1 (2 単位)」「伝道学特殊講義 A2 (2 単位)」「伝道学特殊講義 B1 (2 単位)」の 3 科目の単位を修得した場合は、6 単位とも選択科目の単位として算入できます。

中学校教諭一種免許状 国語（必修科目を含む最低修得単位数：24 単位）

本年度の開講科目については、「web シラバス・時間割」を参照してください

■必修科目

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	必修単位	履修要件	開講学舎
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学概論 A	2	1 年次以上	4	必修	両学舎
	日本語学概論 B	2	1 年次以上			両学舎
国文学(国文学史を含む。)	日本文学概論 A	2	1 年次以上	12	必修	両学舎
	日本文学概論 B	2	1 年次以上			両学舎
	日本文学史(古典) A	2	2 年次以上			大宮
	日本文学史(古典) B	2	2 年次以上			大宮
	日本文学史(近代) A	2	2 年次以上			大宮
	日本文学史(近代) B	2	2 年次以上			大宮
漢文学	中国文学史 A	2	1 年次以上	4	ア イ ウ 左記のア～ウの組み合わせから 4 単位必修 ※1	大宮
	中国文学史 B	2	1 年次以上			大宮
	中国文学 I A	2	1 年次以上			深草
	中国文学 I B	2	1 年次以上			深草
	中国文学 II A	2	1 年次以上			大宮
	中国文学 II B	2	1 年次以上			大宮
書道(書写を中心とする。)	書道(書写を含む) A	2	3 年次以上	4	必修	大宮
	書道(書写を含む) B	2	3 年次以上			大宮

☆科目群・漢文学において規定以上に修得した単位は選択科目の単位として扱われます。

※1 例えば、「中国文学 I A」及び「中国文学 I B」の 4 単位で履修要件に定める 4 単位選択必修の条件を満たしますが、「中国文学 I A」及び「中国文学 II A」という組み合わせでは履修要件に定める 4 単位選択必修の条件を満たさないということになります。

なお、「中国文学 I A」「中国文学 I B」と「中国文学 II A」「中国文学 II B」は隔年開講となっており、奇数年度(2021・2023 年度)は「中国文学 II A」「中国文学 II B」、偶数年度(2022・2024 年度)は「中国文学 I A」「中国文学 I B」の開講となります。

■選択科目【どの科目群からでも選択可】

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学特殊講義 ※2	2	3 年次以上	大宮
	日本語学講読 ※2	2	2 年次以上	両学舎
国文学(国文学史を含む。)	古典文学特殊講義 ※2	2	3 年次以上	大宮
	近代文学特殊講義 ※2	2	3 年次以上	大宮
	古典文学講読 ※2	2	2 年次以上	両学舎
	近代文学講読 ※2	2	2 年次以上	両学舎
	仏教文学 A	2	2 年次以上	大宮
仏教文学 B	2	2 年次以上	大宮	

※2 修得した単位数が教科に関する科目となります。例えば、「日本語学特殊講義(A) A(2 単位)」「日本語学特殊講義(A) B(2 単位)」「日本語学特殊講義(B) A(2 単位)」の 3 科目の単位を修得した場合は、6 単位とも選択科目の単位として算入できます。

高等学校教諭一種免許状 国語（必修科目を含む最低修得単位数：26 単位）

本年度の開講科目については、「web シラバス・時間割」を参照してください

■必修科目

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	必修単位	履修要件	開講学舎	
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学概論 A	2	1 年次以上	4	必修	両学舎	
	日本語学概論 B	2	1 年次以上			両学舎	
国文学(国文学史を含む。)	日本文学概論 A	2	1 年次以上	12	必修	両学舎	
	日本文学概論 B	2	1 年次以上			両学舎	
	日本文学史(古典) A	2	2 年次以上			大宮	
	日本文学史(古典) B	2	2 年次以上			大宮	
	日本文学史(近代) A	2	2 年次以上			大宮	
	日本文学史(近代) B	2	2 年次以上			大宮	
漢文学	中国文学史 A	2	1 年次以上	4	必修	大宮	
	中国文学史 B	2	1 年次以上			大宮	
	中国文学Ⅰ A	2	1 年次以上	4	ア イ	※1	深草
	中国文学Ⅰ B	2	1 年次以上				深草
	中国文学Ⅱ A	2	1 年次以上				大宮
	中国文学Ⅱ B	2	1 年次以上				大宮

☆科目群・漢文学において規定以上に修得した単位は**選択科目の単位**として扱われます。

※左記ア・イのいずれかの組み合わせで 4 単位必修。20 ページの※1 の説明を参照してください。

■選択科目 【どの科目群からでも選択可】

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	日本語学特殊講義 ※2	2	3 年次以上	大宮
	日本語学講読 ※2	2	2 年次以上	両学舎
国文学(国文学史を含む。)	古典文学特殊講義 ※2	2	3 年次以上	大宮
	近代文学特殊講義 ※2	2	3 年次以上	大宮
	古典文学講読 ※2	2	2 年次以上	両学舎
	近代文学講読 ※2	2	2 年次以上	両学舎
	仏教文学 A	2	2 年次以上	大宮
	仏教文学 B	2	2 年次以上	大宮

※2 修得した単位数分が教科に関する科目となります。20 ページの※2 の説明を参照してください。

中学校教諭一種免許状 英語（必修科目を含む最低修得単位数：22 単位）

高等学校教諭一種免許状 英語（必修科目を含む最低修得単位数：26 単位）

本年度の開講科目については、「web シラバス・時間割」を参照してください

■必修科目

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	必修単位	履修要件	開講学舎
英語学	英語学概論 A	2	1 年次以上	4	必修	両学舎
	英語学概論 B	2	1 年次以上			両学舎
英米文学	英語圏文学概論 A	2	1 年次以上	4	必修	両学舎
	英語圏文学概論 B	2	1 年次以上			両学舎
英語コミュニケーション	Oral Communication I A	1	2 年次以上	8	必修	両学舎
	Oral Communication I B	1	2 年次以上			両学舎
	Oral Communication II A	1	2 年次以上			大宮
	Oral Communication II B	1	2 年次以上			大宮
	English Academic Writing II A	1	3 年次以上			大宮
	English Academic Writing II B	1	3 年次以上			大宮
	英米文学講読 (C) A	2	3 年次以上		4 科目中 1 科目必修	大宮
	英米文学講読 (C) B	2	3 年次以上			大宮
	英米文学講読 (E) A	2	3 年次以上			大宮
	英米文学講読 (E) B	2	3 年次以上			大宮
異文化理解	英語圏文化論 A	2	3 年次以上	4	必修	大宮
	英語圏文化論 B	2	3 年次以上			大宮

☆「4 科目中 1 科目必修」とされている履修要件において、規定以上の単位を修得すると選択科目の単位として扱われます。

■選択科目【どの科目群からでも選択可】

科目群	開設科目名	単位数	配当年次	開講学舎
英語学	英語音声学 A	2	1 年次以上	深草
	英語音声学 B	2	1 年次以上	深草
	英語学特殊講義 ※1	2	3 年次以上	大宮
英米文学	英米文学特殊講義 ※1	2	3 年次以上	大宮
英語コミュニケーション	English Academic Writing I A ※2	1	1 年次以上	深草
	English Academic Writing I B ※2	1	1 年次以上	深草
	Oral Communication III A	1	2 年次以上	大宮
	Oral Communication III B	1	2 年次以上	大宮
異文化理解	英文学史 A	2	2 年次以上	大宮
	英文学史 B	2	2 年次以上	大宮
	米文学史 A	2	2 年次以上	大宮
	米文学史 B	2	2 年次以上	大宮
	英米文化概論 A	2	1 年次以上	両学舎
	英米文化概論 B	2	1 年次以上	両学舎
	イングリッシュ・レクチャー（英米のポピュラー・カルチャー）I	2	2 年次以上	深草
	イングリッシュ・レクチャー（英米のポピュラー・カルチャー）II	2	2 年次以上	深草
	イングリッシュ・レクチャー（英米の風土と習慣）I	2	2 年次以上	深草
	イングリッシュ・レクチャー（英米の風土と習慣）II	2	2 年次以上	深草

※1 修得した単位数が教科に関する科目となります。例えば、「英語学特殊講義 (A) A (2 単位)」「英語学特殊講義 (A) B (2 単位)」「英語学特殊講義 (B) A (2 単位)」の 3 科目の単位を修得した場合は、6 単位とも選択科目の単位として算入できます。

※2 の科目は、英語英米文学科の学生以外は履修できません。

Ⅱ. 編・転入学生対象

他大学、他学部または短期大学部等より、本学文学部の3年次に編・転入し、教職課程を履修しようとする方は、2019年度から教育職員免許法が改正され、編・転入学生の教職課程の履修については、編入学生と転入学生では適用されるカリキュラム（法律）が異なる場合があります。

教職課程の履修を希望する場合は、必ず大宮学舎の文学部教務課において履修指導を受けてください。

- (1) 原則として、2021年度に本学他学部および他大学（4年制大学）からの転入学、および短期大学（本学短期大学部を含む）から本学部3年次に編入学する学生については、新しい教育職員免許法が適用され、2019年度以降入学生に適用されるカリキュラムでの履修となります。ただし、転入学生でカリキュラムが異なる場合がありますので、履修に際しては大宮学舎の文学部教務課に問い合わせてください。
- (2) 教育実習の先修要件となる科目については、編転入学初年度である3年次に履修する必要があります。
- (3) 「介護等体験」の履修については、3年次以上で履修できる科目ですが、前年度から「介護等体験」の事前指導に参加する必要があるため、4年次で履修することになります。
- (4) 文学部3年次に編・転入し、教職課程を履修しようとする場合、文学部の単位認定基準によって、他大学において修得した単位を認定することがあります。しかし、本学の単位認定基準に満たない場合は再履修してください。
- (5) 短大からの編入の場合、短大在学中に修得した教職に関する科目は、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状取得のための単位として認定することがありますが、教科に関する科目については認定いたしません。詳細及び認定のための手続きについては、大宮学舎の文学部教務課に問い合わせてください。
- (6) 短大で修得した教職に関する科目について、入学時に単位認定の申し出のない場合は、本学での教職に関する科目の単位として認められません。

注 意

単位認定を申し出る場合は、必ず出身校にて、教員免許状取得に用いる「学力に関する証明書」を発行し、持参してください。なお、この証明書は成績証明書とは異なりますので発行を依頼するにあたっては注意してください。

Ⅲ. 大学院生のカリキュラム

中学校教諭専修免許状または高等学校教諭専修免許状とは修士の学位を有する（もしくは、大学院に1年以上在学し、30単位以上を修得した者）と共に一種免許状を現に有し、または、一種免許状を取得するのに必要な全単位を修得していることを前提として授与される、より上級の免許状です。

1. 専修免許状の取得方法

(1) 大学（本学・他大学とも）の学部在学中にすでに一種免許状を取得している場合

- ① 学部で取得した免許状の教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が同じ場合
大学院修士課程での開講科目（25 ページ以降に掲載）24 単位以上を修得することにより免許状を取得することができます。

(注)

なお、2017 年 11 月 16 日までは教育職員免許法施行規則に規定がなかったため、別表第 4 により取得した高等学校教諭一種免許状をもとに同一教科の専修免許状を上述の履修方法で取得することはできませんでした（中学校教諭免許状の場合はこれまで可能でした）。

2017 年 11 月 17 日施行の改正教育職員免許法施行規則により、同日から高等学校教諭免許状についても中学校教諭免許状の場合と同様にこのような履修方法での専修免許状取得が可能となりました。

- ② 学部で取得した教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が異なる場合
この場合、専修免許状は取得できません。

例) 文学部（社会の免許を取得）から大学院文学研究科日本語日本文学専攻（国語の教職課程がある）へ進学した場合など

(2) 大学（本学・他大学とも）の学部在学中に一種免許状を取得していない場合

大学院在学中に一種免許状取得に必要な単位を科目等履修により修得し、かつ在籍する研究科での開講科目（25 ページ以降に掲載）24 単位以上を修得することにより専修免許状を取得することができます。一種免許状取得の要件は学部生と同じです。

なお、一種免許状を新たに大学院在学中に取得する場合には、教職課程履修料の納入等が必要になります。

注 意

新たに大学院進学後【在学中】に一種免許状の取得を希望する場合、2019 年度入学生と同じカリキュラムのもとでの履修となりますので、必ず大宮学舎文学部教務課で履修指導を受けてください。特に、履修指導にうけるにあたっては、出身校等で、教員免許状取得に用いる「学力に関する証明書」を発行し、持参のうえで指導を受けてください。

2. 履修方法

25 ページ以降のカリキュラム表に基づき、履修してください。

真宗学専攻

中学校教諭専修免許状 宗教、高等学校教諭専修免許状 宗教

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		浄土教理史特殊研究 B	2	真宗伝道学特殊研究 A	2
真宗学特殊研究 A	2	真宗学文献研究 A	2	真宗伝道学特殊研究 B	2
真宗学特殊研究 B	2	真宗学文献研究 B	2	真宗伝道史特殊研究 A	2
真宗教学史特殊研究 A	2	伝道学特殊研究	4	真宗伝道史特殊研究 B	2
真宗教学史特殊研究 B	2	伝道学特殊研究 A	2	真宗史特殊研究 A	2
浄土教理史特殊研究 A	2	伝道学特殊研究 B	2	真宗史特殊研究 B	2

仏教学専攻の表に掲載の科目で、真宗学専攻生が受講履修可能な科目は、宗教の「教科及び教科の指導法に関する科目」として使用することができます。

仏教学専攻

中学校教諭専修免許状 宗教、高等学校教諭専修免許状 宗教

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		仏教文化学特殊研究 B	2	仏教学文献研究 (チベット) A	2
仏教学特殊研究	4	インド哲学特殊研究	2	仏教学文献研究 (チベット) B	2
仏教学特殊研究 A	2	インド哲学特殊研究 A	2	仏教学文献研究 (漢文) A	2
仏教学特殊研究 B	2	インド哲学特殊研究 B	2	仏教学文献研究 (漢文) B	2
仏教教学史特殊研究 A	2	仏教学文献研究 (サンスクリット) A	2	日本仏教史特殊研究 A	2
仏教教学史特殊研究 B	2	仏教学文献研究 (サンスクリット) B	2	日本仏教史特殊研究 B	2
仏教文化学特殊研究	4	仏教学文献研究 (パーリ) A	2	東洋仏教史特殊研究 A	2
仏教文化学特殊研究 A	2	仏教学文献研究 (パーリ) B	2	東洋仏教史特殊研究 B	2

真宗学専攻の表に掲載の科目で、仏教学専攻生が受講履修可能な科目は、宗教の「教科及び教科の指導法に関する科目」として使用することができます。

哲学専攻

中学校教諭専修免許状 社会、高等学校教諭専修免許状 公民

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		哲学特殊研究Ⅱ A	2	倫理学特殊研究Ⅱ B	2
宗教哲学特殊研究Ⅰ A	2	哲学特殊研究Ⅱ B	2	哲学文献研究Ⅰ A	2
宗教哲学特殊研究Ⅰ B	2	哲学特殊研究Ⅲ A	2	哲学文献研究Ⅰ B	2
宗教哲学特殊研究Ⅱ A	2	哲学特殊研究Ⅲ B	2	哲学文献研究Ⅱ A	2
宗教哲学特殊研究Ⅱ B	2	倫理学特殊研究Ⅰ A	2	哲学文献研究Ⅱ B	2
哲学特殊研究Ⅰ A	2	倫理学特殊研究Ⅰ B	2		
哲学特殊研究Ⅰ B	2	倫理学特殊研究Ⅱ A	2		

教育学専攻

中学校教諭専修免許状 社会、高等学校教諭専修免許状 地理歴史・公民

科目名	単位	科目名	単位
【教育の基礎的理解に関する科目】		学校カウンセリング実習	2
教育行政学特殊研究 A	2	臨床心理学特殊研究	2
教育行政学特殊研究 B	2	学校カウンセリング特殊研究	2
障害者（児）心理学特殊研究	2	教育学特殊研究 A	2
生涯教育学特殊研究 A	2	教育学特殊研究 B	2
生涯教育学特殊研究 B	2	学校心理学特殊研究	2
異文化間教育学特殊研究 A	2	学習心理学特殊研究	2
異文化間教育学特殊研究 B	2	発達心理学特殊研究	2
教育学文献研究 A	2	心理教育アセスメント論	2
教育学文献研究 B	2	心理教育アセスメント実習	1

臨床心理学専攻

高等学校教諭専修免許状 公民

科目名	単位数	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		認知心理学特論	2
臨床心理学特論	4	家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
臨床心理面接特論	4	障害者児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
臨床心理査定特論	4	臨床心理学演習 I	4
臨床心理基礎実習	2	臨床心理学演習 II	4
臨床心理実習	2		
臨床心理地域援助特論	2		
臨床心理学研究法特論	2		
学習心理学特論	2		

日本史学専攻

中学校教諭専修免許状 社会・高等学校教諭専修免許状 地理歴史

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		日本仏教史特殊研究 A	2	考古学特殊研究 B	2
古代史特殊研究 A	2	日本仏教史特殊研究 B	2	美術史特殊研究 A	2
古代史特殊研究 B	2	日本史学文献研究 A	2	美術史特殊研究 B	2
中世史特殊研究 A	2	日本史学文献研究 B	2	民俗学特殊研究 A	2
中世史特殊研究 B	2	日本仏教史文献研究 A	2	民俗学特殊研究 B	2
近世史特殊研究 A	2	日本仏教史文献研究 B	2	歴史地理学特殊研究 A	2
近世史特殊研究 B	2	日本法制史特殊研究 A	2	歴史地理学特殊研究 B	2
近代史特殊研究 A	2	日本法制史特殊研究 B	2	文化財科学特殊研究 A	2
近代史特殊研究 B	2	考古学特殊研究 A	2	文化財科学特殊研究 B	2

東洋史学専攻の表に掲載の科目で、日本史学専攻生が受講履修可能な科目は、社会・地理歴史の「教科及び教科の指導法に関する科目」として使用することができます。

東洋史学専攻

中学校教諭専修免許状 社会・高等学校教諭専修免許状 地理歴史

科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		東洋史文献研究 A	2
東洋古代史特殊研究 A	2	東洋史文献研究 B	2
東洋古代史特殊研究 B	2	東洋仏教史文献研究 A	2
東洋中世史特殊研究 A	2	東洋仏教史文献研究 B	2
東洋中世史特殊研究 B	2	考古学特殊研究 A	2
東洋近世近代史特殊研究 A	2	考古学特殊研究 B	2
東洋近世近代史特殊研究 B	2	美術史特殊研究 A	2
東洋仏教史特殊研究 A	2	美術史特殊研究 B	2
東洋仏教史特殊研究 B	2		

日本史学専攻の表に掲載の科目で、東洋史学専攻生が受講履修可能な科目は、社会・地理歴史の「教科及び教科の指導法に関する科目」として使用することができます。

日本語日本文学専攻

中学校教諭専修免許状 国語、高等学校教諭専修免許状 国語

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		日本語学特殊研究 A	2	情報出版学文献研究 B	2
古典文学特殊研究 A	2	日本語学特殊研究 B	2	日本語学文献研究 A	2
古典文学特殊研究 B	2	古典文学文献研究 A	2	日本語学文献研究 B	2
近代文学特殊研究 A	2	古典文学文献研究 B	2	中国文学特殊研究 A	2
近代文学特殊研究 B	2	近代文学文献研究 A	2	中国文学特殊研究 B	2
情報出版学特殊研究 A	2	近代文学文献研究 B	2		
情報出版学特殊研究 B	2	情報出版学文献研究 A	2		

英語英米文学専攻

中学校教諭専修免許状 英語、高等学校教諭専修免許状 英語

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		英語学特殊研究 B	2	英語学文献研究 B	2
英文学特殊研究 A	2	英米文化特殊研究 A	2	英米文化文献研究 A	2
英文学特殊研究 B	2	英米文化特殊研究 B	2	英米文化文献研究 B	2
米文学特殊研究 A	2	英米文学文献研究 A	2	言語情報処理特殊研究 A	2
米文学特殊研究 B	2	英米文学文献研究 B	2	言語情報処理特殊研究 B	2
英語学特殊研究 A	2	英語学文献研究 A	2		

実践真宗学専攻

中学校教諭専修免許状 宗教、高等学校教諭専修免許状 宗教

科目名	単位	科目名	単位	科目名	単位
【教科及び教科の指導法に関する科目】		布教伝道論研究	2	ビハーラ・スピリチュア	2
実践真宗学研究	2	組織活動論研究	2	ルケア論研究	
真宗教義学研究	2	宗教儀礼論研究	2	カウンセリング論研究	2
現代宗教論研究	2	仏教音楽論研究	2	臨床心理学研究	2
大乘仏教論研究	2	宗教実践特殊研究 (A)	2	精神保健学研究	2
浄土教思想論研究	2	宗教実践特殊研究 (B)	2	老年心理学研究	2
現代社会論研究	2	宗教実践特殊研究 (C)	2	心理療法学研究	2
宗教心理学研究	2	宗教実践特殊研究 (D)	2	社会実践特殊研究 (A)	2
宗教教育学研究	2	宗教実践特殊研究 (E)	2	社会実践特殊研究 (B)	2
仏教伝道史研究	2	真宗人間論研究	2	社会実践特殊研究 (C)	2
真宗伝道史研究	2	生命倫理論研究	2	社会実践特殊研究 (D)	2
真宗教団論研究	2	共生論研究	2	社会実践特殊研究 (E)	2
倫理学研究	2	環境論研究	2	人権・平和論研究	2

【参考】①

龍谷大学大学院文学研究科学生の学部科目履修に関する内規

制定 2012（平成24）年 2月 8日

（目的）

第1条 この内規は、龍谷大学大学院文学研究科に在籍する学生が、文学部開講科目の科目履修を志願する場合の取り扱いについて規定する。

（資格）

第2条 第4条にもとづき、学部科目の履修を許可されたものは、科目等履修生として扱う。

（出願手続）

第3条 学部科目の履修を志願する者は、所定の願書に履修科目を記入し、文学研究科長に提出する。

（許可）

第4条 文学研究科長は前条の願書を受理したとき、文学研究科委員会の議にもとづき、文学部教授会の承認を経て、これを許可する。

2 1学年での学部科目の履修については32単位を上限とし、32単位を超える場合は、原則として許可しない。

3 ただし、第6条第1項第2号で定める科目については、前項の上限単位に算入しない。

4 履修許可された科目については、原則として履修辞退および登録を取り消すことができないものとする。

（科目等履修料）

第5条 科目等履修料は学費等納入規程において規定し、単位の計算方法は学則に準じる。

（指定科目等）

第6条 前条の規定にかかわらず、以下の号に定める科目については科目等履修料を無料とする。

(1) 各専攻の基礎となる文学部各学科・専攻の必修科目

(2) 文学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位修得するよう指定した科目

（教職課程の履修について）

第7条 第5条の規定にかかわらず、教職課程の履修にあたって以下の号に定める科目については、科目等履修料を無料とする。

(1) 「教職に関する科目」

(2) 大学院文学研究科各専攻で取得できる免許教科の「教科に関する科目」

(3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、「日本国憲法」「体育」「情報機器の操作」に関する科目

(4) 本学が教員免許状取得のうえで特に必要と定める科目

第8条 高等学校教諭免許状を取得するために必要な科目を履修する場合は、第7条の規定にしたがって無料とする。ただし、専攻ごとに取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科を次のとおり指定する。

真宗学、仏教学・・・・・・・・・・宗教科

哲学、教育学、臨床心理学・・・・公民科

教育学、日本史学、東洋史学・・・・地理歴史科

日本語日本文学・・・・・・・・・・国語科

英語英米文学・・・・・・・・・・外国語（英語）科

第8条の2 中学校教諭免許状を取得するために必要な科目を履修する場合は、第7条の規定にしたがって無料とする。ただし、専攻ごとに取得できる中学校教諭専修免許状の免許教科を次のとおり指定する。

真宗学、仏教学・・・・・・・・・・宗教科

哲学、教育学、日本史学、東洋史学・・・・社会科

日本語日本文学・・・・・・・・・・国語科

英語英米文学・・・・・・・・・・外国語（英語）科

第 8 条の 3 第 8 条及び第 8 条の 2 で専攻ごとに指定される専修免許状の教科とは異なる、中学校教諭一種免許状または高等学校一種免許状を取得するに必要な科目を履修する場合、教職に関する科目は無料とし、教科に関する科目は有料とする。

第 8 条の 4 教職課程を履修する場合で、本学学部在籍時に龍谷大学学則第 32 条関係別表 4 に定める科目を履修していない場合には、教職課程履修料の納入に関する要領の定めに基づき、第 5 条で規定している科目等履修料とは別に教職課程履修料を納入しなければならない。

(諸課程)

第 9 条 学則で定める、社会教育主事資格、博物館学芸員資格、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、本願寺派学階資格、本願寺派教師資格の課程で、資格取得に必要な必修科目については無料とする。

第 10 条 第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 8 条の 2、第 8 条の 3、第 9 条で無料と定められた科目以外はすべて有料とする。

(履修制限科目等)

第 11 条 履修制限科目については、原則として「科目等履修生に関する要項」(平成 23 年 2 月 10 日制定)に基づくものとする。

- 2 情報教育科目及び「考古学実習」「文化財実習」、図書館司書資格課程の一部科目については、受講者数に制限があるため、その選考にあたっては、文学部在学生の履修登録を優先する。
- 3 「博物館実習」の受講については、「文学部博物館学芸員課程博物館実習内規」により取り扱うものとする。
- 4 本条第 1 項第 2 項に定める科目のほか、科目の性格上履修を認められない場合もある。

(実習科目の実習費)

第 12 条 教育実習など実習科目にかかる実習費について、別途徴収する場合がある。

(単位認定・証明書発行)

第 13 条 学部科目の履修により所定の試験に合格した者は、龍谷大学学則第 27 条および第 58 条の 2 第 2 項に基づき、単位を認定する。

2. 前項において認定された単位の証明については、願い出により証明書を発行することができる。

付 則

1. この内規は、2012 年 2 月 8 日より施行する。本内規の制定に伴い、「龍谷大学大学院文学研究科学生の学部聴講に関する内規」(1980 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

付 則 (2012 年 9 月 26 日、第 4 条～第 12 条改正、第 13 条追加)

1. この内規は、制定日より施行する。

付 則 (2013 年 2 月 8 日、第 4 条第 3 項改正・第 4 項追加)

1. この内規は、制定日より施行する。

付 則 (2018 年 10 月 24 日、第 5～7 条改正、第 8 条の 4 を追加)

1. この内規は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
2. この内規は、2019 年度入学生から適用する。

【参考】②

龍谷大学大学院実践真宗学研究科学生の学部科目履修に関する内規

制定 2012（平成24）年 2月 8日

（目的）

第1条 この内規は、龍谷大学大学院実践真宗学研究科に在籍する学生が、文学部開講科目の科目履修を志願する場合の取り扱いについて規定する。

（資格）

第2条 第4条にもとづき、学部科目の履修を許可されたものは、科目等履修生として扱う。

（出願手続）

第3条 学部科目の履修を志願する者は、所定の願書に履修科目を記入し、実践真宗学研究科長に提出する。

（許可）

第4条 実践真宗学研究科長は前条の願書を受理したとき、実践真宗学研究科委員会の議にもとづき、文学部教授会の承認を経て、これを許可する。

- 2 1学年での学部科目の履修については32単位を上限とし、32単位を超える場合は、原則として許可しない。
- 3 履修許可された科目については、原則として履修辞退および登録を取り消すことができないものとする。

（科目等履修料）

第5条 科目等履修料は学費等納入規程において規定し、単位の計算方法は学則に準じる。

（指定科目等）

第6条 前条の規定にかかわらず、以下の号に定める科目については科目等履修料を無料とする。

- (1) 実践真宗学専攻の基礎となる文学部真宗学科の必修科目
- (2) 実践真宗学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位修得するよう指定した科目

（教職課程の履修について）

第7条 第4条の規定にかかわらず、教職課程の履修にあたって以下の号で定める科目については、科目等履修料を無料とする。

- (1) 教職に関する科目
- (2) 実践真宗学研究科実践真宗学専攻で取得できる免許教科の「教科に関する科目」
- (3) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、「日本国憲法」「体育」「情報機器の操作」に関する科目
- (4) 本学が教員免許状取得のうえで特に必要と定める科目

第8条 第7条に指定される免許教科とは異なる、中学校教諭一種免許状または高等学校一種免許状を取得するために必要な科目を履修する場合、教職に関する科目は無料とし、教科に関する科目は有料とする。

第9条 教職課程を履修する場合で、本学学部在籍時に龍谷大学学則第32条関係別表4に定める科目を履修していない場合には、教職課程履修料の納入に関する要領の定めに基づき、第5条で規定している科目等履修料とは別に教職課程履修料を納入しなければならない。

(諸課程)

第 10 条 学則で定める、社会教育主事資格、博物館学芸員資格、図書館司書資格、学校図書館司書教諭資格、本願寺派学階資格、本願寺派教師資格の課程で、資格取得に必要な必修科目については無料とする。

第 11 条 第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条で無料と定められた科目以外はすべて有料とする。

(履修制限科目等)

第 12 条 履修制限科目については、原則として「科目等履修生に関する要項」(平成 23 年 2 月 10 日制定)に基づくものとする。

- 2 情報教育科目及び「考古学実習」「文化財実習」、図書館司書資格課程の一部科目については、受講者数に制限があるため、その選考にあたっては、文学部在学生の履修登録を優先する。
- 3 「博物館実習」の受講については、「文学部博物館学芸員課程博物館実習内規」により取り扱うものとする。
- 4 本条第 1 項第 2 項に定める科目のほか、科目の性格上履修を認められない場合もある。

(実習科目の実習費)

第 13 条 教育実習など実習科目にかかる実習費について、別途徴収する場合がある。

(単位認定・証明書発行)

第 14 条 学部科目の履修により所定の試験に合格した者は、龍谷大学学則第 27 条および第 58 条の 2 第 2 項に基づき、単位を認定する。

- 2 前項において認定された単位の証明については、願い出により証明書を発行することができる。

付 則

1. この内規は、2012 年 2 月 8 日より施行する。本内規の制定に伴い、「龍谷大学大学院実践真宗学研究科学生の学部聴講に関する内規」(平成 21 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

付 則 (2013 年 2 月 8 日、第 4 条第 3 項追加)

1. この内規は、制定日より施行する。

付 則 (2018 年 10 月 24 日、第 5~7 条第 1 項及び第 2 号改正、第 9 条を改正、第 9 条から 13 条までを 1 条ずつ繰り下げ)

1. この内規は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
2. この内規は、2019 年度入学生から適用する。

IV. 教育実習の履修について

「教育実習指導Ⅰ・Ⅱ」

1. 本学における教育実習に関する科目

大学における事前・事後指導と、中学校または高等学校において実施する教育実習の両方を受講する必要があります。

本学では、次のとおり開講しています。

科目名		単位	内容	開講年次
必修	「教育実習指導Ⅰ」	1	事前指導	4
選択	「教育実習指導ⅡA」(中一種免必修)	4	実習および事後指導	
必修	「教育実習指導ⅡB」(高一種免必修)	2		

※中学校・高等学校の両方の免許を取得する場合は、「教育実習指導ⅡA」(4単位)を履修する必要があります。「教育実習指導ⅡA」と「教育実習指導ⅡB」の両方を履修する必要はありません。

- 「教育実習指導Ⅰ」について
教育実習の大学での事前指導を内容とします。
- 「教育実習指導ⅡA」「教育実習指導ⅡB」について
教育現場における実習を内容とします。なお、実習後に大学で事後指導をおこないます。

不明な点があれば教職センターまたは文学部教務課まで問い合わせてください。また授業日程等の連絡事項については常に8ページ記載の掲示板にておこないます。

2. 教育実習についての基本的留意事項

『教育職員免許法』に基づき、免許取得条件の重要科目に教育実習があります。教育実習は法律により、中学校免許には5単位、高等学校免許には3単位の修得が必要です。

「教育実習指導ⅡA(4単位)」または「教育実習指導ⅡB(2単位)」で教育実習に参加し、大学における事後指導を受けますが、そのすべてに合格することが必要です。

とりわけ、中学校、高等学校における教育実習は、実習校での正規の教育活動の中で行われます。実習生であってもその学校の教師として、自覚と責任を持って参加し、その学校の教育目標を理解し、校則、規律等を守り、勤務時間内だけでなく、実習期間全体を通して教育活動に専念しなければなりません。さらに授業実践においては、大学で履修した理論や、模擬授業等教育実践活動の体験を生かし、授業範囲の教材研究等を十二分に、成果を上げるよう万全の努力をする必要があります。

このようなことを充分果たせる能力と自覚を養うため、先修科目の設定や、事前・事後指導等を厳しく実施しています。

教育実習は、大学と実習校との間で所定の手続き等を行い、厳密なルールのもとに実施されています。したがって、実習を予定している学生は、大学および実習校の間でも一定の手続きが必要です。実習生個々の不注意や、安易な対応があれば受入校に多大な迷惑がかかり、また今後の教育実習について重大な支障が起こることがありますので注意してください。

今日の法制においては、実習生受け入れは各学校にとっては義務ではなく、将来の教師養成という高邁な立場からの協力によるものです。実習生がこの理念を損なうようなことがあれば教育実習の制度を揺るがすことにもなりかねません。

教育実習にあたっては、前年から説明会に参加することが必要であり、些細なことでも不明な点は、教職センターまたは、文学部教務課に問い合わせ指示どおり対処するよう心がけてください。ルール等を守れない者は実習資格を失うこともあるので、慎重に対処してください。

3. 教育実習の履修登録

履修登録期間中に所定の履修登録をしなければ教育実習は受けられません。また教育実習実施の前年度に実施する説明会で教育実習の〈第1次予備登録〉および〈第2次予備登録〉の手続きが必要です。(説明会で登録書類を配付しますので必ず出席してください。欠席の場合は以後の受講はできません。)

4. 教育実習の受講資格

- ア. 当該年度（教育実習実施年度）において卒業見込みの者
- イ. 前年度中に〈教育実習予備登録〉等所定の手続きを完了している者
- ウ. 前年度までに教育実習先修科目を修得していること ※7 ページに詳細を記載しています。

5. 教育実習の評価

教育実習の評価は「教育実習指導Ⅰ（事前指導）」(1単位)と「教育実習指導ⅡA（中一種免必修）」(4単位)、または「教育実習指導ⅡB（高一種免必修）」(2単位)を個々に評価します。

なお、「教育実習指導ⅡA またはⅡB」については、実習校での成績と大学における成績による総合評価とします。

6. 教育実習校の選定

教育実習校は、原則として実習希望者の出身校で実施できるよう、あらかじめ前年度中に個別に内諾を得ることが必要です（地域によっては内諾を得るのに特別な手続きがあります。詳細は3年次4月の説明会で説明します。）。内諾の後に大学と実習校との間で依頼等諸手続きを開始します。しかし、出身校に取得を希望する免許教科のない場合（例：宗教科）は、前年度中に大学と協議し、大学指定校等によって実習することができますが、個人の安易な判断ではできませんので、事前に必ず教職課程担当教員と面談の上、承認を得てください。

教育実習に関する年間スケジュール

実施年度	スケジュール		内 容		該当者	実施担当 提出先等
	内 容	実施時期	出身校実習	指定校実習		
実 前 年 度	オリエンテーション 教育実習説明会 A	4月～5月	教育実習第1次予備登録		実習希望者 全員	大宮学舎 教職センター
	実習校内諾依頼	5月～7月	出身校への 実習申込	京都市立校は事前 説明会に 参加	実習希望者 各自	
	教育実習説明会 B	9月～10月	教育実習第2次予備登録		実習予定者 全員	大宮学舎 教職センター
	個別面接	10月～11月	府県市別に 実施	指定校実 習希望者	該当者のみ	大宮学舎 教職センター
	書類提出	10月	説明会 B の配付書類提出		実習予定者 全員	大宮学舎 教職センター
実 習	履修登録	4月	「教育実習指導Ⅰ」 および 「教育実習指導ⅡA」 (中一種免) または 「教育実習指導ⅡB」 (高一種免)		実習受講 有資格者	WEB 登録

実 施 年 度	教員免許取得 確認届提出	4月		実習受講 有資格者	大宮学舎 教職センター
	教育実習説明会 C	4月	実習関係書類配付	実習受講 有資格者	大宮学舎 教職センター
	実習校配当発表	5月	大学指定 校・京都市立 校等配当校 発表	指定・配当希望 者	大宮学舎 教職センター
	教育実習巡回指導教員 への依頼	5月	実習期間前及び実習前半に 巡回指導教員に連絡し、指 導を受ける。	該当者のみ	
	実習実施	5月～11月	実習校の指示・受け入れ条 件に従って実施	実習生全員	
	教育実習巡回指導	5月～11月	近畿圏実習校等に巡回実 施。	該当者のみ	
	教育実習事後指導	5月～11月	実習終了後、所定の報告書 提出、指導を受ける	実習終了者	大宮学舎 教職センター
	教員免許状一括申請 説明会・書類提出	10月～12月	免許申請書類	一括申請希望 の有資格者	大宮学舎 教職センター
	免許状授与	3月 卒業証書 授与式	免許授与受渡書類 教育実習簿返却	免許取得者	

注意事項

- ①次年度に行う教育実習の手続き等のための説明会を、3回生前期（第5セメスター）から順次行います。説明会に出席して指定の書類を提出しない場合、次年度の教育実習には行けません。注意してください。
- ②スケジュール表の中の説明会・書類付および書類提出等の日時は、事前に8ページ記載の掲示板で伝達しますので、前記のスケジュールには特に注意してください。なお、指定された日時に出席および書類提出がない場合は、受講の意志なき者として以後一切受付けないことがあります。
- ③公立学校での教育実習実施については、所管の教育委員会への申込手続きを必要するケースが多く、またその申込手続きの方法、書式、申込時期が異なります。必ず説明会に出席し、所定の手続きを取る必要があります。

V. 介護等体験の履修について

1. 本学における介護等体験に関する科目

中学校教諭免許状を授与申請する者は、1998年4月1日施行の「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下『介護等体験法』）」により、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの人々との交流等の体験（「介護等体験」）が必要です。介護等体験は、大学における事前・事後指導と特別支援学校、社会福祉施設等において実施する体験諸活動を履修します。

履修登録する前年度から別途手続きの説明会や講演会が始まります。
必ず参加して下さい。

本学では、次のとおり開講しています。

科目名	単位	内容	配当年次
介護等体験	2	事前指導、介護等体験、事後指導	3年次以上

2. 介護等体験についての基本的留意事項

「介護等体験法」に基づき、小学校、中学校教諭普通免許状の授与を受けようとする者は、特別支援学校2日間、社会福祉施設等5日間の「介護等体験」が義務付けられています。本学では、科目「介護等体験」の履修及び修得が必要となります。また、体験に先立って、前年度10月から説明会及び講演会などの事前指導を行います。

介護等体験においては、諸学校や諸施設における多様な活動の中で、ボランティア意識をより高めるとともに、体験期間終了後も、より広範な社会的活動の実践に是非つなげてほしいと考えています（ボランティアについては38ページ参照）。

介護等体験は、特別支援学校や社会福祉施設等の全面的な協力の下で、正規の教育活動中や福祉活動中において行われます。体験等の活動といえども、指導や活動に当たられている教員や職員と同様に、自覚と責任をもって参加し、諸学校や諸施設の規則や規律を守り、誠意と熱意をもって介護等の体験に専念しなければなりません。

特に介護等体験は、大学と当該教育委員会や当該社会福祉協議会との間で、体験を円滑に進めるために必要なルールを設定し、所定の手続きや調整を行いながら実施することになります。そのために、介護等体験を予定している学生と大学や諸学校・諸施設の間でも、一定の手続きが必要です。遅刻、欠席、体験者個々の不注意、不用意な言動や安易な対応があれば、ただちに体験資格を失うこととなりますので、慎重に対処してください。

些細なことでも不明な点は、教職センターまたは、文学部教務課に問い合わせ、指示通り対処するよう心がけてください。

3. 介護等体験の履修登録

体験を行う年度の4月に、科目「介護等体験」の履修登録が必要です。

4. 介護等体験の受講対象

中学校教諭一種免許状取得希望者

5. 介護等体験を免除される者

上記の介護等体験の受講対象者のうち、「介護等体験法」に示された次の者は、介護等体験を免除されます。

ただし、介護等体験を免除される者は、履修登録期間中に教職センターに連絡し、所定の用紙にその旨記入してください。

ア. 1998年4月1日以前に大学等に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第1に規定する小学校または中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者

イ. 介護等に関する専門的知識及び技術を有するとして文部科学省令で定める者

- ① 保健師の免許を受けている者
- ② 助産師の免許を受けている者
- ③ 看護師の免許を受けている者
- ④ 准看護師の免許を受けている者
- ⑤ 特別支援学校の教員の免許を受けている者
- ⑥ 理学療法士の免許を受けている者
- ⑦ 作業療法士の免許を受けている者
- ⑧ 社会福祉士の資格を有する者
- ⑨ 介護福祉士の資格を有する者
- ⑩ 義肢装具士の免許を受けている者

*上記①～⑩の免許状と中学校教諭免許状とを並行して授与申請する者は、「介護等体験」の履修登録が必要となります。

ウ. 身体上の障がいにより介護等体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定める者。身体障害者福祉法の規定により交付された身体障害者手帳に、障がいの程度が1級から6級である者として記載されている者

6. 介護等体験を行う諸学校・諸施設の選定と事務手続き

介護等体験を行う諸学校・諸施設の選定は、原則として大学と当該教育委員会や当該社会福祉協議会との間で、協議と調整を経て決定します。なお、特別な理由があつて出身の都道府県での介護等体験を希望する者は、事前に必ず教職課程担当の教員に申し出て指示に従ってください。

「介護等体験」の授業日程等については常に8ページ記載の掲示板に注意し、必ず出席してください。**事前に連絡のない無断欠席や書類未提出者は、履修登録後であっても介護等体験を希望しない者としてします。**

介護等体験に関するスケジュール（実施日時等は教職センター掲示板で連絡）

スケジュール	時期	内容	対象
説明会①	前年度10月	介護等体験の意義や制度、事前調査	希望者全員
説明会②	前年度1月	体験申込用紙の記入および提出	希望者全員
講演会①	前年度2月	特別支援学校における介護等体験について	希望者全員
健康診断・履修登録	当該年度4月	卒業年次対象の健康診断と科目履修登録	希望者全員
説明会③	当該年度4月	前期介護等体験実施の時期と場所の連絡 後期介護等体験希望者の申込	希望者全員
講演会②	当該年度4月	福祉施設における介護等体験について	希望者全員
介護等体験の実施	当該年度5月以降	特別支援学校：2日間、福祉施設：5日間	該当者全員
説明会④	当該年度9月	後期介護等体験実施の時期と場所の連絡	後期配当者のみ
体験終了報告	体験終了後随時	証明書確認、記録簿提出	該当者全員

<注意事項>

ア **中学校免許状取得希望者は、体験前年度の10月に開催する申込説明会から、必ず出席してください。**

イ 介護等体験は全国共通の制度ですが、その実施に関しては、各都道府県で個別に運用されています。そのため、受入都道府県によって異なる申込日程や提出書類に対処する必要があるため、上記のスケジュールを組んでいます。細心の注意を払ってください。

ウ **指定された日時に出席および書類提出がない場合は、受講の意志なきものとして処理します。**

エ 特別支援学校、社会福祉施設のそれぞれの体験終了後すみやかに体験証明書を深草教職センターまで持参してください。

オ **介護等体験修了証明書は再発行できません。卒業年次の教員免許状申請時まで各自で大切に保管してください。**

VI. 教職実践演習の履修について

- (1) 「教職実践演習」の受講対象者
校種に関わらず教員免許状を取得しようとする者。
- (2) 「教職実践演習」の受講資格
 - ① 当該年度の前期まで、教職カルテ*の記入を行っている者。(教職カルテについては、教職課程の授業科目の中で、随時説明します。)
 - ② 前年度までに教育実習先修科目の単位を修得している者。(7 ページ「教育実習先修科目一覧」を参照してください。)

*「教職カルテ」

教職カルテは、教職課程を履修する学生全員が、「教職課程での学びの記録（ポートフォリオ）」を記入するもので、教職課程の履修登録の役割も果たしています。

具体的には、教職に関わってどのような学びを行ってきたか、ボランティア活動等にどのように取り組んできたかの記録を残していくものです。また、半期毎に自らの学びを振り返り、反省点や今後への抱負等も書き込んでいきます。教職カルテは、教職担当教員も参照することができ、学生指導の資料として活用することになります。

「教職実践演習」は、教職課程の総まとめの授業であり、受講生の「教職カルテ」を参考にしながら、教員としての資質能力の向上を目指すもので、主に次の4つの事項を扱います。

- ① 使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項
- ② 社会性や対人関係能力に関する事項
- ③ 生徒理解や学級経営等に関する事項
- ④ 教科内容等の指導力に関する事項

VII. 学校現場へのボランティア活動について

近年、公立学校におけるクラブや放課後の活動の指導補助、授業中の児童・生徒の指導援助等に関わるボランティアが盛んになってきました。教職を目指すみなさんにとっても「現場を学ぶ」絶好のチャンスですので、積極的に取り組んでほしいものです。

ただし、教育活動の一端に参加するのですから、それなりの姿勢や心構えが要求されるのは当然です。ルールを守り、社会人として容認される服装や品位のある言動を期待しています。

ボランティア事業については、都道府県や学校を設置している市町村単位で立案し、実施されている所が多いようです。例えば、現在、京都市内公立学校、京都府内（山城地区）公立学校、大阪府内公立学校などでは、数多くの学校が受入れを行っています。ただ、地域や学校によって形態は様々ですので、本学の NPO・ボランティア活動センターや教職センターの掲示板等を活用して、情報を集めてください。

なお、京都市立学校については、本学と京都市教育委員会との間で、「学生ボランティア」学校サポート事業についての協定書を締結し、次のようなルールを決めています。

1. 概要

京都市教育委員会では、平成 15 年度から「学生ボランティア」学校サポート事業を実施しています。この事業は、大学との連携の下、教職を目指す学生や高い専門的知識・技能を持った学生が市立学校・幼稚園で教育活動にかかわることで自己の資質の向上を図る機会として協定を締結しました。

2. 参加資格

3 年次以上

3. 対象学校・園

京都市立幼稚園，小学校，中学校，高等学校，総合支援学校

4. ボランティアの内容（例）

- ア 学級担任の補助，学校行事・部活動等の補助
- イ 各教科等の指導におけるティーム・ティーチングの補助
- ウ コンピュータや理科実験などの実技の補助
- エ 特別な教育的支援の必要な児童・生徒への支援
- オ 障がいのある児童・生徒の学習・学校生活への支援
- カ 外国人児童・生徒の学校生活における相談・コミュニケーション支援・通訳
- キ 放課後における子どもの学習相談・遊び

5. 応募方法

京都市教育委員会指導部教員養成支援室のホームページ

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/category/179-12-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>) を見て応募したいボランティアを選ぶ。



各学舎の教職センターへ申し出る（教職課程担当教員との面談）



学校へ連絡し、面接日時を予約する。



面接の結果、活動内容・時期が決定すれば活動開始

6. 協定書

龍谷大学（以下「甲」という。）と京都市教育委員会（以下「乙」という。）は、「学生ボランティア」学校サポート事業における学生の派遣に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲の派遣する学生が、京都市立学校・園において、必要とされる教育活動の支援を行うことにより、教育活動の活性化を図るとともに、学生の資質の向上を図ることを目的とする。

（派遣学生の決定）

第2条 甲は、派遣学生の希望と学校・園の希望が一致する者を推薦し、学校・園の合意を得て学生を派遣する。

（活動内容等）

第3条 派遣学生の活動（実習）内容、期間及び条件については、学校・園の校園長と派遣学生との間で決定する。その他、実習について必要なことがらについては、学校・園の校園長と甲の担当責任者との合意により、決定する。

（経費）

第4条 派遣された学生に対する実費弁償は1回につき1,111円（所得税源泉徴収額を含む。）とする。

（保険加入）

第5条 派遣学生は、活動にあたって、賠償責任保険（ボランティア保険等）に加入するものとする。
2 乙は、保険の加入手続きを行い、保険料を負担する。

（その他）

第6条 本協定に定める事項で疑義が生じたとき、又は本協定に定めるもののほか、災害補償等必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

Ⅷ. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、教育職員免許法第5条7項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって、本学において所定の単位を修得した者は、本人が居住する都道府県の教育委員会に免許授与の申請をすることによって教育職員免許状を取得することができます。これを「個人申請」といいます。また、大学が一括して京都府教育委員会に免許申請する場合を「一括申請」といいます。一括申請ができる者は、3月卒業（修了）予定者のみです。一括申請を希望する方は、出願についての説明会・書類の受付を行いますので、これに従ってください。日時については事前に8ページ記載の掲示板で連絡します。この説明会は卒業式の当日に免許状が授与されるよう行なうもので、書類提出等を怠ると、卒業の日に免許状の授与ができないので充分注意する必要があります。

9月卒業（修了）の者はすべて個人申請となります。個人申請の場合は、卒業（修了）後に申請することになります。教育委員会ごとに手続書類の様式等が異なりますので、申請する教育委員会になるべく早めに指導を受けてから手続を行うようにしてください。

Ⅸ. 「小学校教諭免許状取得支援制度」について

2007年4月から、2007年度以降入学生（短期大学部生を除く）を対象に、「小学校教諭免許状取得支援制度」を開始しています。これは、本学在学中に「佛教大学通信教育部特別科目等履修生」として、小学校教諭の免許状を取得するために必要な単位を修得する制度です。

本制度については、1年生を対象に4月以降に開催する教職課程履修説明会にて説明しますので、履修希望者は必ず参加してください。説明会の詳細については、8ページ記載の掲示板でお知らせします。

Ⅹ. 小学校教員資格認定試験制度について

本学の教職課程で取得できる免許状の他に、小学校教諭二種免許状を教員資格認定試験に合格することにより取得できる方法として、「小学校教員資格認定試験」が独立行政法人教職員支援機構により実施されています。この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請して、小学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。

認定試験の受験資格は、大学に2年以上在学し、かつ62単位以上を修得した者とされているので、本学学生は、在学中でも受験資格があります。「試験の案内」は、毎年4月頃に独立行政法人教職員支援機構（ホームページ <http://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/>）から発表されます。ただし、試験の内容、時期、試験場などは一定していませんので、詳細については教職センターに問い合わせてください。過去の試験の案内や問題は、文部科学省のホームページで閲覧することができます。

XI. 学校図書館司書教諭課程

司書教諭とは、小学校・中学校・高等学校の図書館で専門的職務に従事する教員のことをいいます。1997年の学校図書館法の改正により、2003年度から12学級以上の規模を持つすべての小中高の図書館への司書教諭の配置が義務づけられています。

司書教諭は学校司書と同じく、学校図書館における専門的職務であり、深い人間理解に基づく、豊かな読書指導を行うことはもとより、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を開催したり、児童・生徒の学習に対して図書館の利用に関する指導を行うこと等を職務としています。

1. 司書教諭の要件

司書教諭の資格を得るには、以下の2つの条件を備えていなければなりません。

①教諭であること（教員免許状を有すること）

②司書教諭の講習を修了していること

本学において、これらの条件を備えるには、卒業に必要な科目の修得のほかに「教職課程」と「学校図書館司書教諭課程」の2課程を履修しなければなりません。そのため、4年間もしくはそれ以上におたる綿密な履修計画をたてる必要があります。

2. 学校図書館司書教諭課程の開設科目

文部科学省令に定める司書教諭に関する科目と単位、および本学で該当する科目と単位は、次表のとおりです。必修科目5科目10単位、すべての修得が必要です。

	法令上の科目		本学開設科目		開講学舎	配当セメ	配当年次	備考
	科目名	単位数	科目名	単位数				
必修科目	学校経営と学校図書館	2	(学)学校経営と学校図書館	2	深草	3	2年次以上	
	学校図書館メディアの構成	2	(学)学校図書館メディアの構成	2	深草	3	2年次以上	
	学習指導と学校図書館	2	(学)学習指導と学校図書館	2	深草	4	2年次以上	
	読書と豊かな人間性	2	(学)読書と豊かな人間性	2	深草	4	2年次以上	
	情報メディアの活用	2	(学)情報メディアの活用	2	深草	4	2年次以上	

3. 学校図書館司書教諭講習「修了証書」授与申請の手続き

司書教諭の講習を修了していることを証明するには、文部科学省に学校図書館司書教諭講習「修了証書」授与の申請手続きを行うことが必要です。具体的には、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関（以下、「講習機関」注）という）を通し、手続きすることになります。

注) 講習機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関）近畿圏では京都教育大学、滋賀大学、大阪教育大学、奈良教育大学、和歌山大学などがあります。（過年度実績）

ただし、以下の要件を充足することを条件に、所定の手続きをすれば、本学が代理で申請手続きをします。

2016年度より手続きを変更し、在学時にも申請が可能となりました。特に、近年「教員採用試験」等で「学校図書館司書教諭」の資格を有していることにより、自治体等によっては、加点措置など優遇される場合があります。できるだけ、2年次までに科目を修得し、3年次の時点で申請することを薦めます。

① 在学時手続きの場合【3年次以上】

- (1) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得していること。
- (2) (1)までの期間に、司書教諭に関する科目の単位をすべて修得していること。

手続きなどの詳細については、学年始(4月頃)の時点で掲示及びポータルサイトにてお知らせします。なお、この場合「修了証書」は、申請した翌年の3月以降に本学より各申請者に郵送する予定です。

② 卒業時点で申請する場合【卒業年次生対象】

- (1) 【学部生の場合】翌年3月に卒業すること。
- (2) 翌年3月までに教員免許状を取得していること。

※ 学部生が翌3月（卒業式）までに教員免許状を取得するためには、当年度の10～11月頃に「一括申請」の申込手続きをしなければなりません。「一括申請」とは、大学が申請者に代わって一括で免許状を申請することです。この手続きをしなかった場合には、卒業後に個人で申請することになります。

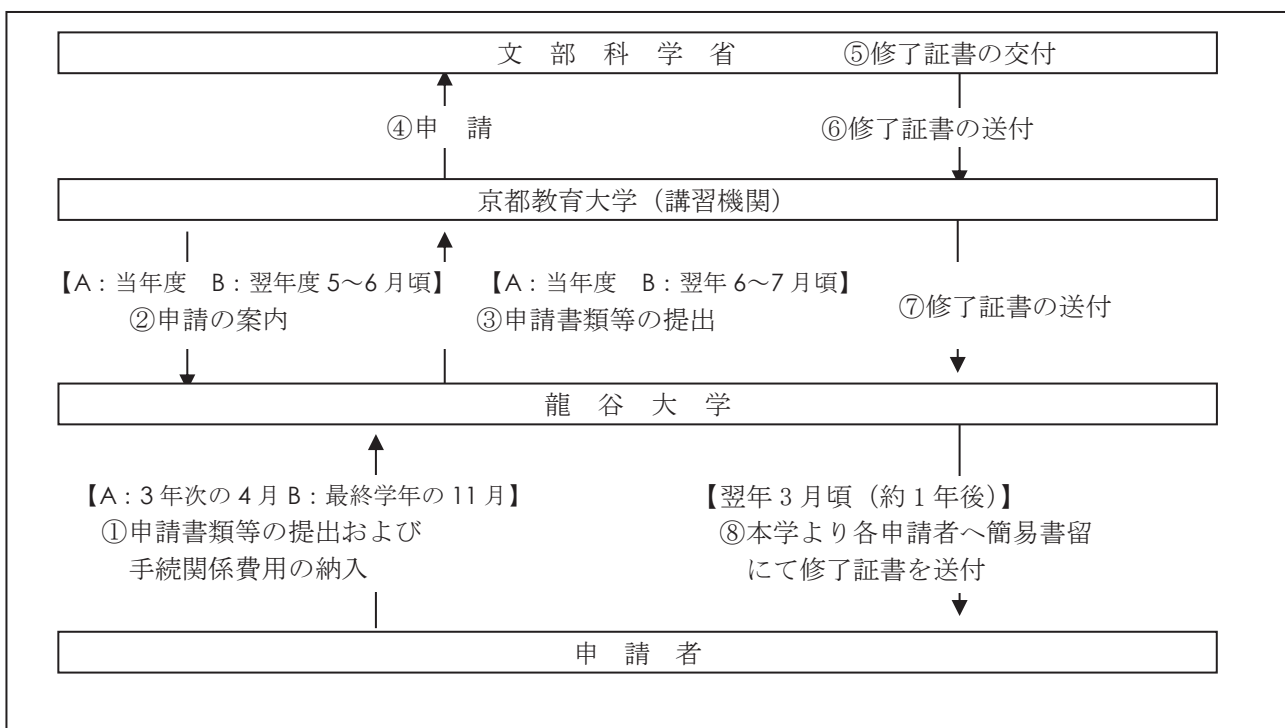
- (3) 翌年3月までに、司書教諭に関する科目の単位をすべて修得していること。

手続きなどの詳細については、11～12月頃に卒業（大学院修了）予定者に対し掲示及びポータルサイトにてお知らせします。

なお、この場合「修了証書」は、申請した翌年の3月（卒業年次生の場合、卒業から1年後）以降に本学より各申請者に郵送する予定です。

【参考】「修了証書」授与までの手続きの流れ（予定）

A：在学生の場合 B：卒業年次生の場合



特に卒業年次生で申請する場合には、卒業後に申請内容に変更（改氏名、本籍地変更、住所変更など）があれば、直ちに本学担当者に連絡しなければなりません。これを怠ると、正しく「修了証書」が発行されず、場合によっては授与が認められませんのでご注意ください。

☆ 連絡先：文学部教務課（大宮学舎）075-343-3317／学校図書館司書教諭担当者 ☆

Ⅻ. 教員免許状取得までの流れ 注1)

1 年次		2 年次	
4 月	入学式 第 1 回教職課程説明会	4 月	小学校免許履修開始 <small>注2)</small>
9 月	第 2 回教職課程説明会	10 月	介護等体験説明会① <small>注4)</small>
12 月	小学校免許説明会 <small>注2)</small>	10 月	教職カルテ入力開始
1 月	教職課程履修登録のための説明会	1 月	介護等体験説明会②
2 月	教職課程履修料 (2 年次分) 徴収 <small>注3)</small>	2 月	介護等体験講演会① 教職課程履修料 (3 年次分) 徴収 <small>注3)</small>

3 年次		4 年次	
4 月	教職課程オリエンテーション (教育実習第 1 次予備登録) 介護等体験説明会③ 介護等体験講演会②	4 月	教育実習説明会 C
5 月 上旬	教育実習説明会 A (以降、実習校実習依頼)	5 月	教育実習、順次開始 (実習終了後、事後指導)
5 月	介護等体験、順次開始 (社会福祉施設 5 日間) (特別支援学校 2 日間)	7 月	(教員採用試験 1 次)
10 月	教育実習説明会 B (教育実習第 2 次予備登録 + 必要書類の提出) →教育実習内諾手続完了)	8 月	(教員採用試験 2 次)
9 月	介護等体験説明会④	9 月	「教職実践演習」履修開始
12 月	(介護等体験終了)	10 月	教員免許状申請説明会
2 月	教職課程履修料 (4 年次分) 徴収 <small>注3)</small>	11 月	(教育実習終了)
		3 月	教員免許状授与 (卒業式当日)

注1) 本図の各説明会・講演会の内容や実施時期は予定を載せています。変更する可能性があるので、教職センターの掲示板で必ず確認してください。

注2) 小学校の教員免許状取得希望者は必ず参加すること。

注3) 教職課程履修料の正式な納入時期は、1 年次には第 2 回教職課程説明会で、2 年次以降は後期に連絡する予定です。

注4) 介護等体験は 3 年次以上で配当されています。この図の流れは、3 年次で体験に行くケースを記しています。いずれの年次で体験に行く場合も、その前年次から行う全ての説明会・講演会に出席しない場合は、体験に行くことはできません。掲示板での連絡に十分注意してください。

編集発行 京都市下京区七条通大宮大工町125-1(大宮学舎)
京都市伏見区深草塚本町67(深草学舎)

龍谷大学文学部教務課

TEL 075(343)3317(大宮)

075(645)7893(深草)

2021.4 (株)言行堂印刷

www.ryukoku.ac.jp/faculty/kyoshoku/

www.let.ryukoku.ac.jp/

www.let.ryukoku.ac.jp/graduate/

www.ryukoku.ac.jp/faculty/graduate/practical_shin/